

令和 5 年度
浦安市連結財務書類の注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………原則として取得原価

ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円とします。

また、開始時（平成 27 年 4 月 1 日）の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア イ以外のもの……………原則として取得原価

イ 道路、河川及び水路の敷地で、昭和 59 年度以前に取得したもの及び昭和 60 年度以後に
無償で移管を受けたもの……………備忘価額 1 円

② 無形固定資産……………原則として取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体については取得価額によっています。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、一部の連結対象団体については先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

ただし、一部の連結対象団体については、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法として、リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法によっています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、各々の過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、公益法人会計基準に規定する計上基準によっています。

② 退職手当引当金

本市は千葉縣市町村職員を対象とした退職手当組合に加入しており、退職手当債務（期末自己都合要支給額）から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

また、退職手当組合（退職手当支給事業）の連結については、本市の持分相当の退職手当にかかる退職手当支給準備金を退職手当引当金に追加計上する（同時に同額を基金（その他）に計上する）ことで、連結したものとみなすこととします。

ただし、一部の連結対象団体においては、期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、賞与の支給見込額のうち本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の連結対象団体においては、公益法人会計基準に規定する計上基準によっています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

下水道事業会計を除き、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

ただし、一部の連結対象団体においては、取得価額が 20 万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

令和 2 年度より、下水道事業が地方公営企業法の適用となりました。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求（10 百万円以上）を受けているものはありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

連結対象としている団体（会計）は、全体財務書類の対象範囲である本市の一般会計、すべての特別会計及びすべての地方公営企業会計のほか、次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法
千葉県市町村総合事務組合 （退職手当事業）	一部事務組合	認められたみなし連結の方法による
千葉県市町村総合事務組合 （退手以外事業の一般会計）	一部事務組合	比例連結 （比例連結割合 1.52%）
千葉県市町村総合事務組合 （千葉県自治研修センター特別会計）	一部事務組合	比例連結 （比例連結割合 1.32%）
千葉県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結 （比例連結割合 2.0180%）
浦安市土地開発公社	地方三公社	全部連結
公益財団法人うらやす財団	第三セクター等	全部連結

連結の方法は次のとおりです。

- ① 本市の一般会計、すべての特別会計及びすべての地方公営企業会計は全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。